

## (仮称)自治基本条例検討委員会 第12回

と き：平成18年(2006年)6月16日(金)

18時15分～20時30分

と ころ：市役所 第二庁舎 3階会議室

出席者5名、傍聴者0名で開会

(議長)

- ・第12回検討委員会を開催します。
- ・3月29日に審議いただいた「盛り込むべき項目とその考え方」に沿って、小委員会を行ってきました。小委員会で検討した内容を、条文案として取りまとめさせていただいたので、その内容を事務局からご報告いただき、意見交換を行いたいと思います。

(事務局)

- ・前もって資料をお届けし、説明を行っておりますので、繰り返しを避ける意味で簡潔に説明いたします。また、事前説明の際に各委員よりご意見をいただいておりますので、含めてお話をさせていただきます。

(資料1を中心に説明)

(議長)

- ・小委員会で行われた検討の内容について、資料1を基に事務局より説明いただきましたが、小委員会のメンバーより何か補足意見などありましたらお願いします。

(委員)

- ・市政の部分が数的には増えているわけで、法令遵守や自主解釈、危機管理など全体の委員会で議論した内容を踏み出るところまで記述したわけですが、これは条例に含めるべき内容として必要と判断したものであり、他の委員の方にもご理解いただきたいと考えます。

(委員)

- ・もう少し地域自治の部分を議論できたらよかったですと思いました。今日の検討委員会でその部分の意見がたくさん出されることを期待しています。

(議長)

- ・以上がとりまとめを行った小委員会の側からの説明になりますが、その他の委員の方にお越しいただいておりますので、ご意見を伺いたいと思います。

(委員)

- ・まず始めに、条文作成ありがとうございました。
- ・事業者という表現がありますが、漠然と事業者ではなくて、事業者とはこういうものであるという事業者の内容とか、定義付けを入れればどうかと思います。

(事務局)

- ・事業者は市民の中に含まれるのだけれど、事業者がまだまだ地域社会の一員であるという認識のもとに何か奉仕活動をしているということが少ないため、あえて、このように切り離して書いています。
- ・事業者というのがどういうものかということは、小委員会の中でもあまり話はなかったかと思います。

(議長)

- ・最初の段階では定義規定が必要ではという話だったが、定義することがなかなか難しいということと、定義しないほうがいいのではということになった。ある意味で理念条例的なところもあるから、広く捉えておいた方が限定されないということで、そのあたりは詰めないということになった。

(委員)

- ・前の検討委員会の議論を受けている。概念を定義すると非常にやりにくくなる。市民というのはこの条例のコアになる言葉だが、それを規定しないということが市民を広く捉えることになり、限定的に捉える必要がないということになったわけです。市民という中心となる言葉を定義しないのに他をきっちり定義するのは難しい。参加も協働も、そして市民と対になる事業者についても定義しないということに落ち着いたわけです。

(委員)

- ・小委員会の皆様、お疲れ様でした。考え方や内容がうまく入っていて非常に良くできていると思う。
- ・市政運営が増えたことは、言葉だけは出ていたが重要なことで、入れてくれてよかったと思います。
- ・気になる点として、市民権の市民と実際に顔のある市民は違うわけで、そこをどう使い分けるかが気にかかる。例えば、市民権の市民は概念的な市民ですが、主体とはどう違うのか、紛らわしい。
- ・また、事業者という表現も気になる。事業者が市民と協力することだけれど、事業者とは何なのか、市民は何と協力するのかイメージしにくい。宗教法人は含むのか、学校法人はどうか。法人、個人に関わらず事業者も市民に含めながら書けばと思う。
- ・法令の自主解釈について、これはこれからの時代、行政にとって重要なことだと思います。

- ・市民投票だが 18 歳以上とかあんまり議論されていなかった。20 歳に比べてコストもかかるし、2 歳の違いにどんなメリットがあるのか。3 分の 1 の基準もハードルが高いと思う。豊中市で選挙があっても 60%いかない。その半分が 30%で豊中のような大きな市で、3 分の 1 が賛成というのは無理。投票を行う価値があるかという意味だろうが、5 分の 1 とか 6 分の 1 とかでないと難しい。もう一度投票するのに、3 分の 1 が求めている内容なら、これを投票にかけると即賛成みたいになり、投票する意味もなくなってしまふ。
- ・「運用状況の検討」もいい条項ですね。より前進する条項として非常に良いと考えます。

(議長)

- ・今ご指摘いただいたことにはもっと慎重に検討すればと思うところもある。
- ・市民主権のところについても、自治の主体を明らかにするということで、自治の主体というのが、具体的な顔の見えるものをそこに挙げるべきということですね。
- ・また、他の自治体では事業者というのを出していないところもありますね。事業者は事業活動をしている団体ということで、普通は利益活動と考えるが、それでは宗教団体などはどうかということですが。

(事務局)

- ・豊中では定義を定めなくて広く捉えようということですので、学校法人なども事業者に含まれるということです。

(委員)

- ・市民が事業者と協働すると書かれているが、その事業者は何を意味するんでしょうか。

(委員)

- ・私たちの社会は大きく分けると、行政セクターと企業セクターと市民セクターの 3 つのセクターに分かれますが、その 3 つが協力しましょうという意味合いで書いています。

(委員)

- ・この書き方ではその意味が分かりにくい。

(委員)

- ・ここで意図していることはいわゆる CSR (Corporate Social Responsibility[企業の社会的責任])。地域での CSR をどう表現するかということでこういう表現になった。

(委員)

- ・事業者というのは、法律などで出てくる際には規制対象というような使われ方を  
して、今言われたようなきれいな意味をイメージしにくい。

(議長)

- ・豊中市の他の条例で事業者ということばが使われていませんか。

(事務局)

- ・まちづくり条例に出てきますが、そこまで限定的に理解しているわけではなく、  
定義もされていないですね。

(委員)

- ・事業者と同じような使われ方をするものに企業がありますが、企業というと限定  
されてしまいがちになるので、八百屋さんや学校も含むとするので、事業者とし  
ていると思う。

(委員)

- ・企業とは業を企てるということだから事業者と同じ意味だと思います。ただその  
時は、宗教法人などは完全に除かれますね。

(委員)

- ・実際地方自治の段階で言うと、企業が企業として地域と係わるというのは少なく  
て、通常は千里支店など各支店ごとに係わるわけで、それをなんと表現するかで  
すね。

(議長)

- ・事業者の中に、個人事業者も含まれるわけで、個人ですから市民の方にも入ると  
いうことで二重にカウントされる。
- ・三者が協力するという場合、三者をきっちり分けて書くのか、オーバラップさせ  
て書くのが問題ですね。
- ・NPOは市民と捉えるわけですから、事業者は単に団体がすべて含まれるという  
のではなくて、何らかの事業活動を行っているものが事業者ということになりま  
すね。それは行政にとって非常に影響力が大きく、主体としての大きさがある。

(委員)

- ・「市民及び事業者」と表記されている部分が何か所かあるが、それを分けなくても  
いいのでは。「市民」とすればいいんじゃないのか。市民をどう定義するかという  
中に、事業者も含めてしまえばいいのであって、それを分けるから混乱するの  
ではないか。

(議長)

- ・吹田市の場合は市民の中に事業者を含めているし、三鷹市は、事業者等といって、営利・非営利すべてを含めている。

(委員)

- ・発想としては、市民は参加の権利を持っている。事業者は参加の権利はない。事業者は責務だけ課されているという構成になっている。

(委員)

- ・おかしいですね。

(委員)

- ・事業者を構成している個々の自然人は権利を持っていて、それが集まっている事業者という集合体は権利の主体ではないけれども地域の一員であり、まちづくりにかかわっていかないといけないとなっている。

(委員)

- ・税法では、事業者を「事業を営む法人又は個人」と定義している。そうすると、営利団体となり非営利を目的とする宗教団体等は含まれないことになる。

(委員)

- ・事業を営む個人は市民ですから、市民としてくられる。市民以外の営利団体を事業者として捉えることになると思います。

(委員)

- ・納税者である事業者に権利がないという考え方もやはりおかしい考えではないですか。

(議長)

- ・事業者を市民の中に入れても良いわけで、ただ事業者が事業活動をやっているということでクローズアップされることがあるということ。特定のところでは事業者をピックアップして標記する意味があるということですね。

(委員)

- ・市民と事業者は一緒にしない方がいいと思うので、事業者を取り出して位置付けた。市民と事業者は、非営利セクターと営利セクターで異なるわけだから。

(委員)

- ・条例の構成として、「市民及び事業者」と同じに標記している部分については一緒に市民と書けばいいのであって、特に標記する必要があるところでは、事業者と書けば良いでしょう。すべて分けて書くと全体がおかしくなるのではないか。

(議長)

- ・吹田市の場合がそうになっているわけですね。条文でも、市民にすべてを含んでいて、それとは別に「事業者の社会的責任」を特記している。

(委員)

- ・多くの市民にとって、条例を見たときに「市民」の中に「事業者」も含まれているとはイメージしにくい。それは「市」と標記したときに「市長」も「職員」も「議会」も含まれるということと同じだと思います。

(委員)

- ・やはりそのことは、どこかで書かないといけない。ただ、すべて別々に標記することは構成上紛らわしくなると思うわけで、言わんとしていることは理解しているつもりなので、表現はなんとかまた事務局で検討してもらいたい。

(議長)

- ・では、市民投票についてという問題も指摘されていましたが、例えば「投票率が50%を満たないときは開票しない」といったこともあるが、それについては別の条例で定めるということですね。でも、結果を尊重するとなると何が結果なのか定めておく必要があるようにも思えますが。

(委員)

- ・基本条例より下の条例で、どういう場合に成立するかという大事なことを定めるというのはだめなんじゃないですか。基本条例に書かないといけないと思いますよ。

(委員)

- ・考え方についてはもっと重要なことが抜けていて、市民投票の投票権者も書いていなくて、それも含めて投票条例に任せていて、請求権者のみしか書いていない。これに加えて書くとすればまず投票権者であって、成立要件などはその次のことだと思う。

(議長)

- ・他の自治体の規定も見ると50分の1などというものもあるわけで、条例制定請求の場合が50分の1の署名で出来る。だから、条例請求とリコールとどちらに近いのかというと、豊中市の場合はリコールに近いとなるわけです。

(委員)

- ・3分の1となると問題意識を持った市民が立ち上がったとしても、実施できないのではないのでしょうか。

(委員)

- ・一方で、署名が集まれば自動的に必ず実施されるわけで、住民投票にはコストがかかるので、なんでもかんでも投票できるのも困る。

(議長)

- ・説明会で、原案が定まっていなくては困るので、ひとつの意見として提示しておく必要がある。
- ・また構成についてですが、ある程度オーソドックスな案と「参加・協働」に力点を置いたものとをミックスした案として、原案がまとまった。
- ・国とか府、あるいは近隣自治体との連携についても規定が必要かなという気もしたんですが。

(事務局)

- ・それにつきましてはこれまでの検討の中でも話が出てこなかったものですので、当然ここにも入っておりません。

(委員)

- ・署名の数をいくらにするかを決めるのは厄介ですね。 分の とかにして、後は議会で決めてくれとするとかいうのも良いのでは。

(議長)

- ・とりあえず、整理できるところは事務局でもらって、小委員会の委員に持ち回りでもいいから諮ってもらおうという形で良いのではないのでしょうか。検討委員会で議論が尽くされていない部分については、最終的には議会の判断にゆだねるしかないと思います。

(事務局)

- ・3分の1という規定についてはハードルが高いということなので、他市事例を見ながらどうしてその数字なのかを説明できる形にして投げかけるということで、市民からの反応を見てみたいと思います。
- ・また事業者の書き方ですが、基本的には事業者と市民という違いについてはやはりあって、その表現をどうするのかという方針を立ててみたいと思います。

(議長)

- ・定義規定を考慮しないといけないのか、それも含めて再検討をしてほしい。
- ・また自治体間の協力という規定も必要かどうか検討をお願いします。

(委員)

- ・概念としての市民と顔の見える市民と、言葉の使い分けを厳密に行ってもらいたい。

(議長)

- ・そのあたりを検討して最終報告書を出さなければならないわけですが。

(事務局)

- ・本日の資料として、具体的な内容はまだ決まっておりませんが、最終報告書の体裁だけ示しております。前回まとめていただいた「考え方」を基に、条文のイメージを含めた形で報告書をまとめてはどうかと考えております。

(委員)

- ・ここには、今の議論も反映されるわけですよ。まだまだ結論は出ていなくて、いろんな意見が出たということも含めて。

(議長)

- ・今後の予定を説明ください。

(事務局)

- ・7月5日よりパブリックコメント手続きに入っていきますが、その冒頭に各公民館におきまして、骨子案を説明しそれに対して意見を頂戴するという機会を設けようと考えております。そこでいただいた意見、パブリックコメントでいただいた意見を基に議会提出の条例案を作成いたします。

(委員)

- ・パブコメの対象は、検討委員会の報告書ではなくて行政で作った素案ですね。
- ・最終報告書はその参考になるということですね。

(委員)

- ・議会上程は、9月ですね。いろいろ言ったがうまくまとまっていると思います。

(議長)

- ・それでは、本日の検討を最後にこの検討委員会はこれで解散となるわけですね。

(事務局)

- ・少し最後に課題が残りましたが、6月いっぱい整理をさせていただいて、またお示しさせていただきます。タイトなスケジュールの中で、豊中らしさもちりばめていただき、他市とは違う条例にさせていただきました、本当に感謝しております。どうもありがとうございました。